

令和8年度 廃乾電池及びリチウム蓄電池等及び水銀等使用製品（水銀及び体温計、血圧計、
温度計）並びに水銀付着物運搬処理業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、ごみ処理基本計画及び諏訪市一般廃棄物処理実施計画並びに廃乾電池及び水銀等使用製品（水銀及び体温計、血圧計、温度計）並びに水銀付着物運搬処理業務委託の委託契約に基づき、委託内容等を定め、もって業務の適正な実施を図ることを目的とする。

2 法令遵守

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、諏訪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及びその他の関係法令を遵守すること。

3 業務内容等

- (1) 受注者は、「不燃資源物収集運搬業務委託」により収集した廃乾電池、リチウム蓄電池等、諏訪市環境課窓口にて収集された水銀等使用製品、水銀付着物を受入れ、引渡先が指定する状態に中間処理（選別等）し引渡すこと。
- (2) 受注者は、廃乾電池、リチウム蓄電池等、水銀等使用製品、水銀付着物として処理できないものが混入していた場合は、分別し、処理方法について、必要に応じ発注者と協議の上、適切に処理すること。
- (3) 受注者は、中間処理後の廃乾電池、リチウム蓄電池等、水銀等使用製品、水銀付着物を引渡先の業者に引渡すまでの間、事故等のないよう適切に保管すること。
- (4) 受注者は、廃乾電池、リチウム蓄電池等、水銀等使用製品、水銀付着物を引取ってから処理施設へ搬入するまでの間、他業務のごみを混入しないこと。
- (5) 受注者は、処理作業従事者の安全に十分配意するとともに、処理施設周辺の環境の保全に留意すること。
- (6) 受注者は、処理作業中に事故等が発生した場合、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
- (7) 予定処理量は、18,040kgとなります。ただし、この処理量は参考の数値となりますので、令和8年度の処理量を確約するものではありません。

4 引渡先等

- (1) 受注者は、中間処理後の廃乾電池、リチウム蓄電池等、水銀等使用製品、水銀付着物の引渡先及びリサイクルの方法を、事前に発注者へ報告し承認を得ること。履行期間中に変更する場合についても同様とする。
- (2) 中間処理後の廃乾電池、リチウム蓄電池等、水銀等使用製品、水銀付着物は、原則として国内の処理業者（再生原料業者）及び最終処理業者（再製品化業者）でマテリアルリサイクルを行うものとする。

5 収集運搬業者との連携

受注者は、発注者が指定する不燃資源物収集運搬業者と十分な意思疎通を図り、廃乾電池、水銀等使用製品、リチウム蓄電池等、水銀付着物の円滑な受入れに協力すること。

6 業務実績報告等

受注者は、処理実績のあった月の翌月 5 日までに前月分の処理実績を報告すること。この報告書には、廃乾電池、水銀等使用製品、水銀付着物の処理量及び処理量を証する書類（マニフェスト等）を添付すること。なお、廃乾電池、リチウム蓄電池等、水銀等使用製品、水銀付着物の処理量は、受注者の計量器を用いて計量した量とする。

7 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項が生じた場合及びこの仕様書の解釈に疑義が生じたときは、その都度双方誠意をもって協議の上解決にあたるものとする。